

武装解除のプロ
伊勢崎賢治が語る



日本人と

戦争の

これから

九条の会・兵庫県医師の会講演会

九条の会・兵庫県医師の会講演会

武装解除のプロ 伊勢崎賢治が語る

日本人と 戦争のこれから

延長国会で安保法案が審議中だった2015年9月6日に、東京外国語大学教授の伊勢崎賢治氏を講師に開催した、九条の会・兵庫県医師の会講演会の詳細を掲載する。

(文責・編集部)

安保法発動阻止のため 野党の選挙協力を

今、私は東京外国語大学で国際環境論、平和学を教えている。10年間ほど目黒にある防衛省の幹部学校で、戦略論を教えた。自衛隊で戦略論を教えたのは唯一、私だけで、日本の自衛隊では歴史的に

戦略は教えない。戦略は敵にどう勝つかということだが、これはアメリカが考えるので日本は考える必要がない。アメリカが戦略を考え、日本の自衛隊は戦術を考える。つまりアメリカの戦略にどう乗るかということを考えるだけでよかった。

今日は、皆さんに水を差しにきた。安保法案は高い確率で強行採決され通過するが、あきらめないでほしい。

伊勢崎 賢治 [いせざき・けんじ]

東京外国語大学大学院総合国際学研究所教授。1957年東京生まれ。早稲田大学大学院理工学研究科修士課程修了。インド留学中、スラム住民の居住権獲得運動を組織。その後、国際NGOに在籍し、アフリカで開発援助に携わる。国連PKO幹部として東ティモール暫定政府の知事を務め、シエラレオネで武装解除、アフガニスタンでは日本政府特別代表として同じく武装解除を指揮する。アフガニスタンでトランペットを始め、定期的にJAZZ Liveを開催している。



大切なことはまず、野党が選挙協力することだ。野党の側がだらしないから安倍政権が生まれた。もし野党が民主党中心に協力するというならば、民主党は懺悔しなければいけない。なぜなら、自衛隊の派遣において最大の違憲行為をしたのは自民党政権ではなく、民主党政権の時だからだ。

法案が通っても法律を使わせてはいけない。使わせないためには、時間を稼いで次の参議院選挙で勝てばいい。そのために必要なのは野党の選挙協力だ。

野党が自分たちのやってきた間違いも含めて総懺悔して、それで協力し合わない法案が使われてしまう。そうすると次に安倍政権が一番やりたいのは9条を変えるということになる。そうさせないための戦略を練るといつことで、あえて今日は水を差しに来た。

「自衛」の原則とは？

「集団的自衛権」という言葉が鍵で、安倍政権はこの行使を認める閣議決定というふざけたことをやってしまった。これままで、日本では護憲・改憲、9条の議論で、いわゆる神学論争みたいなることを重ねてき

たから、安全保障の議論が国際法から乖離してしまった、というのが今の状況だ。その国際法とは何かをお話する。

日本の外に一步出れば国際法の世界。自衛隊が送られるところはすべて国際法の世界で、日本国憲法の世界ではない。集団的自衛権で守ると言われるが、日本の外で自衛隊が置かれる現場を、国際法の観点から問い直すということが一番重要だ。自衛隊が送られる場所では、誰も憲法9条を知らない。

集団的自衛権というのは、「集団で行う自衛」だから、まず「自衛」とは何かを考える。

第二次世界大戦で、日本、ドイツなどの枢軸国が負け、アメリカなど連合国が完全勝利した。その連合国 (United Nations) が今の国連で、戦勝国の集まりだ。国連とはポツダム宣言にあるように、二度と世界征服を企むような不埒者を絶対に出さないための世界統治システムだ。

それだけではなく、5大戦勝国が王様で君臨するというものだ。これが今の国際法の基本だ。でも国際法は、国連ができる前からある。さまざまな大戦を人類は経験し、条約のような形で考え方を積み上げていったのが慣習国際法である。その中で

「自衛」という概念が今、どうなっているか。

国連憲章では次の3つの要件を満たさないと「自衛」は行ってはいけないとされている。

①武力攻撃を受けてから反撃しなければならず、受ける前に行ってはいけない。相手の攻撃が予測できたのに、相手にわざと撃たせて反撃するのは認められていない。緊急性のある一撃を受けて、はじめて反撃できる。

②武力を持って反撃する際、それ以外には方法がないことを証明しないといけない。

③反撃も必要最低限にとどめ、ボコボコにしてはいけない。これを「比例の原則」といふ。

この3つが「自衛の原則」。そしてアメリカにとっての「自衛」、平和憲法下で許されている、日本にとっての「自衛」もまったく同じだ。

国家の自衛も、警察官の自己防衛のための自衛も原則は同じだ。疑問を感じる人もおられるだろう。日本であれば警察官が被疑者を撃ったら、正当性があつたとしても「なぜ撃ったのか」と新聞は書き、社会は問題視するからだ。それは健全なことだ。

一方、アメリカでは、黒人の被疑者がいて、警官がホールドアップと言ったのに、黒人の被疑者が後ろに手をまわせば八チの集のように撃たれる。実際の運用はずいぶん違うが、原則は同じだ。アメリカ社会は銃が蔓延し、銃を使った凶悪事件が頻繁に起こっている。そういう習慣、事件の積み重ね、社会の様相によって運用が変わるだけである。今、アメリカは頻繁に戦争をしているが原則は同じで、「自衛の戦争」なのだ。

「集団的自衛権」とは？ —国際法上の権利と義務

「集団的自衛権」という言葉が初めて国際法上に現れたのは国連ができてからだ。そして国連の安全保障理事会、つまり5大戦勝国は、地球でこれから起こる争いごとすべてを自分たちがコントロールしたいと思っている。そのエゴが、国際連合の動きの前提となる。

国連憲章に「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を行使するものではない」とあるように、自衛権は各国の権利である。でも、これは国

連が措置をとったら止める、とも書いてある。5大国がすべてを握りたいが、地球上でおこる問題をすべてをかぶせられるのも困るし、決議できないときは必要な措置がとれない。5大国は仲良しクラブではないから、拒否権で牽制し合っている。その間に侵略が起こると困るので、必要な措置をとるまでに暫定的に許された権利が「自衛権」なのである。

自衛とは何かを火事に例えて説明する。もし、わが家が火事になったら、家主である私は即、消火活動する。これを個別的自衛権と言う。密集している場合、放っておくと飛び火するという恐怖が共有され、隣の家は、わが家の消火活動を手伝ってくれる。これが集団的自衛権だ。

集団的自衛権というのは、個別的自衛権を仲間でもやるものだ。ということは脅威が共有されており、放っておくと確実に自国にもくるということだ。もしくは同時に2人ともやられるということが前提だ。これが国連憲章で言う集団的自衛権の考え方である。

そうこうしているうちに消防車が来る。消防隊員にとっては、わが家が燃えようが関係ない。だけど彼らはわれわれの血税で給料が支払われているから消火活動をす

る。この消防機能にあたるのが国連という枠組みで、いわばある種の社会保険だ。だから消防隊員にとっては、消火活動は権利ではなく義務なのである。

日米安全保障条約があるが、これは軍事同盟とは言えない。なぜかと言えば対象となる武力攻撃は日本施政下に対するものと限られているからだ。これを広げようとしているのが安保法制である。今のところは、日本の施政下において敵が現れたとき、日米は合同で戦うわけだが、それは安全保障理事会が措置をとるまでで、安全保障理事会が動けば止めなければいけない。つまり日米安保は、国連憲章という国際法の枠組みの中にある。つまり国際法が日米安保より上位概念である。これはとくに右の人は思い知るべきことだ。日米の軍事力を足せば、それにながら軍事力を国連が提供するとは思わないが、法的には国連憲章が上位概念である。

整理をすると、①「個別的自衛権」、②「集団的自衛権」、そして③「集団防衛」がある。集団防衛は5大国が決議し、国連として措置をとるものだ。これに協力することは国連加盟国としての義務だ。個別的自衛権と集団的自衛権は生存のため、暫定的に許された権利である。



これら以外の武力行使は侵略にあたる。侵略というのは、すでに国連ができる前、憲法9条ができる前から、第一次世界大戦後のパリ不戦条約で違法化されている。

この④⑤⑥以外の武力行使をすれば、国連加盟国がその国を抑えにかかるといふシステムになっている。国連ができて最初に行った④⑤⑥以外の武力行使は、第一次湾岸戦争で、サダム・フセインがクウェー

トに侵攻した時だ。国際社会はこれを侵略にとらえ、みんなによってたかってボコボコにした。

④⑤は暫定的な固有の権利。⑥は条約上の義務。つまり国連憲章というのは一番大きな国際条約であり、脱退する権利はあるが、加盟したら約束を履行することは条約上の義務だ。

権利としての「集団的自衛権」と義務としての「集団防衛」の違い

「集団防衛」は軍事同盟の義務でありNATOでも同様だ。条約であり脱退する権利があるが、加盟すると加盟国としての義務がある。ただ集団的自衛権と「集団防衛」は似ていて区別が難しい。「集団防衛」は権利ではなく、条約上の義務である。

「集団的自衛権の行使は、国連憲章で定められた義務である。だからやらなくてはならない」ということを自民党は言っているが、これは間違いで義務ではない。これは暫定的に許された権利だ。集団的自衛権を義務のように見て、だから日本はやらなくてはならないというのは間違いで、ダメだ。

「集団的自衛権の行使は他国防衛であ

る。だからやってはいけない」も間違っている。他国防衛であればそれは集団防衛だ。つまり関係のない国だが、仲間との約束であり、仲間の攻撃を全体のものとして見なすのが集団防衛だ。そこに必ずしも「恐怖の共有」はない。それは条約の義務であり、権利ではない。

集団防衛の最大のものが国連憲章だ。国連が決めたら、まったく関係ない国の紛争でも助けに行く。その最たるものが今、南スーダンに行っている国連PKOだ。日本から何千キロ離れた南スーダンが消滅しても、われわれ日本は困らないと思っている人も多い。だけど国連加盟国である南スーダンで人道的危機が起こり、そこに介入することを国連が決めれば、加盟国は他国防衛しなければならない。だから他国防衛はいけないというのは間違いで、その立場に立つならば国連を脱退し、誰も頼らず自分たちのことだけを守ることとなる。その道は残されているが、スイスのようにならないことだ。

多くの人は義務と権利の区別ができていない。われわれも気を付けなければいけない。他国防衛はダメだと言えば、国連PKOはできない。アフリカ人たちは死んでもいいのか。そこからわれわれは資源を収奪

している。われわれは資源がない国で、アフリカは資源国。その資源をアフリカではなく、われわれが利用しているがそれが見えていない。

5 大戦勝国は王様でいたいが、それは無理があり、いろんなことが起こる。その1つとして暫定的に認められたのが④⑤の2つの自衛権だ。

もう1つ、ちよっと手に余るので三三三連として、地域的機関をつくることを認めている。それがNATOである。

けれど敵が現れたとき、地域として、集団防衛としてやってもいいが、その際には必ず安全保障理事会、国連の許可を得るということで、5 大國はコントロールする。

唯一、例外がある。それが「敵国条項」だ。敵国というのはわれわれ日本で、ある地域に対して、攻撃をした場合は、安全保障理事会の許可なく攻撃ができるとなっている。つまりわれわれは普通の国ではなく、まだ保護観察状態なのだ。

つまり武力行使の正当性を説明できなかったら、よりボコボコにされるのは私たち日本だ。この敵国条項は無効化しているという希望的観測もあるが、厳然として残っている。アメリカはあんなに優柔なかりをしているが、これを削除するよつに5 大國

に働きかけた形跡はない。アメリカもわれわれ日本を信用していない。愛国者としては言いにくいだが、われわれは被保護観察で、許されていないのだ。だから武力行使に関しては気をつけなければいけない。

事実、気を付けてきた。今でも気を付けている。これを一番よくわかっているのは現場の自衛隊員である。今までスクランブル発進を何回もしているが、こちらから撃ったのは威嚇射撃1回だけである。

今の安保法案で政府は、海上保安庁、つまり警察力と海上自衛隊が「シームレスな対応」をすると言っている。片方は警察、片方は軍事力。後者はつまり戦争をするということだ。「シームレスな対応」をするというのは大変危険な発想だ。

今までも、法的には自衛隊の出動ができる状況でも、戦後、一度もそれを行っている。ない。

違憲の集団的自衛権を

すでに行使

―テロ特措法、イラク特措法、ソマリア派遣

集団的自衛権は悪か。ちよっと考え方を考えてみてはどうか。1つのダメ出しがあ

る。それは集団的自衛権の行使をすでに日本はしているということだ。集団的自衛権は違憲行為だ。しかし、われわれにその感覚がなくても、すでに明確な集団的自衛権行使をやっている。国際法的に見たら、明らかに集団的自衛権行使としか説明がつかない行為を2回、民主党政権時代も入れると3回行っている。

1つ目は小泉内閣の時にテロ特措法という時限立法でやった。9・11同時多発テロでアメリカが本土攻撃をされた。あれを戦争としてとらえ、そこからテロとの戦いが始まった。アメリカは個別的自衛権の行使で報復攻撃をした。誰に対してしたか。アルカイダだ。アルカイダという国はないが、それを困っていた国がアフガニスタンのタリバン政権だ。引き渡し要求に従わなかったということで、タリバン政権に対して、個別的自衛権の行使としての報復攻撃を行い、戦争となった。

もしかしたら日本も明日はわが身だ。事実、9・11のあと、マドリッドでも、ロンドンでも、同時多発テロが起こった。恐怖が共有されて、NATO加盟国が集団的自衛権行使を発動した。

2つの自衛権の行使が同時に発動されたのは、アメリカを含めたNATOとアフガ

二スタンの戦争だ。その下部作戦にインド洋でのテロリストの海上阻止作戦があった。それにいち早く手を挙げ、給油活動をしたのは小泉政権である。

国際法では誰かの戦争にお金を出すだけでも戦争に参加することになり、武力行使をしたことになる。このときはそれだけではなく、自衛官と油を満載した護衛艦が武装して行った。これは国際法で言えば、明らかに集団的自衛権行使だ。

その2年後、また特措法でイラクへ、今度は陸上自衛隊がサマワへ行った。今までPKOで海外派兵を行ったが、最大の武装をもって、砂漠用に新しい兵器まで開発して行った。

国連で、アメリカは「サダム・フセインは大量破壊兵器を持っている。アルカイダとつながっている。なんとかしないとけない」と言い、丁々発止のやりとりがあった。ヨーロッパのほとんどの国が「そんな証拠がない。国連の査察団の結果を待て」と言ったが、アメリカは待たずにやった。NATOは「アメリカの開戦に正義はない」とついて行かず離脱した。それに特措法でわざわざ行ったのが日本だった。

私は今、イラクやシリアの学生に教えている。日本に1年も2年もいるから、テ

ビ番組を見ており、「集団的自衛権が話題になっているが、これはどういうことか」と聞かれて今のような説明をした。「エエッ、もうやっているじゃないか、日本は」というのが彼らの素直な意見である。

日本人がどう思おうと、アメリカの同盟国でさえ拒否した戦争に、アメリカのためにわれわれは軍事力を送り、集団的自衛権行使を行ったことになっている。明確な違憲行為をすでにやっているという意識が、われわれ日本人にないことが恐ろしい。集団的自衛権行使は戦争である。国民が戦争している意識なしに、国家が戦争していることほど恐ろしいことはない。つまり、安保法案だけが問題ではなく、われわれはずっと問題をつくってきたのである。

もう一つ特措法がある。それがソマリア沖の海賊対策だ。自民党が政権を民主党に渡すときに駆け込みで法律をつくった。民主党は廃止するどころか、逆に強化した。その時の世論を納得させる方便は「邦人保護」であった。つまり海外にいる邦人を保護するために、武力を使う。これは9条で一番やってはいけないことではないか。日本人を助けるために、武力行使をしてはいけない。これは9条ができる前からそうであるのに、やってしまったのだ。

あの時、2009年の世論調査では、60〜70%の人が9条は大切だと言っているのに、「ソマリア派遣をどう思いますか」という問いにはほとんどの人が賛成している。戦争の意味がわかっていない。そのとき私は朝日新聞で「9条は日本人にはもつたない」と書いたら、それ以降、ピタッと「九条の会」から講演依頼はなくなつた。

邦人保護のために武力を使つてはいけない。特殊部隊作戦のハリウッド映画の見過ぎだ。

集団的自衛権行使はこれまでもあった。違憲なのは安保法案だけではない。ついでに言えば、民主党政権はこれを強化し、日本ははじめて国外に軍事拠点としてジブチ基地をつくった。

今、われわれは自衛隊の軍事拠点を国外に持っている。ジブチというのはソマリアの北にある小さな国だ。日米地位協定があるように日ジ地位協定がある。米兵が日本国内でおかした犯罪は、公務内はアメリカの軍法が裁き、公務外は日本の法律で裁けるが、それが公務外か、公務内かを決めるのはアメリカである。だから日米地位協定にわれわれは頭にくるわけである。日ジ地位協定の中には公務内、公務外の区別すら

ない。日本の自衛隊が現場で何をしようと訴追免除されている。この時点ではわれわれは日米地位協定に文句を言う倫理上の根拠はない。大変、残念なことで、沖縄の人にはまったく申し訳ない。これを許したのが民主党だ。こんなデタラメな地位協定をわれわれは持っている。

安保法制3つのカテゴリー

― 国連PKO活動、非国連総括型、周辺事態

「平和安全法」と与党は言う。それをわれわれは「戦争法」と言っている。11の法案を一括で通すという無理なことをやっている。これは簡単に言つと自衛隊をどう使うかという話だ。自衛隊が置かれる現場が3つあるので、私はこの法案を3つにカテゴリー分けしている。

まず、「国連PKO活動」は集団安全保障で国連が決めるもので、いわゆる他国防衛かもしれない。まったく関係のない国でも、かわいそうな国は助けようではないかということだ。

次に、「非国連総括型」は、個別的自衛権、集団的自衛権の話だ。お互いに恐怖を共有するものが立ち上がり、敵と戦つものだ。



今、これは世界の脅威に対するものというふうになり、国連がこれに承認を与える場合と与えない場合があり、基本的には有志連合になる。テロとの戦いが一番わかりやすい。場所は中東、アフガニスタンを思い浮かべてほしい。対して、国連PKO活動は今、ほとんどがアフリカ諸国だ。

そして、「周辺事態」は今、一番喫緊の

問題であると喧伝されている。今までは、「周辺」は日本近海に限られていたが、中国が軍事的に拡大しているから、アメリカと組んで地理的な制約を緩める。それどころか中国を抑えようとしている。

国連PKO活動はほとんど「陸」の話題で、出動するのは陸上自衛隊だ。ところが対中国で進める周辺事態は「海」と「空」で、明確に分かれる。今、安倍政権が真剣に南スーダンのことを考えているとは思えない。国連PKO活動のことは皆さんにとってどうでもいいことで、こんなことを選挙公約にしても票は集まらない。

ところが中国は非常にわかりやすい敵で、「中国だけには負けたくない」と民意を操りやすい。中国には「陸」は関係ない。中国人民解放軍が日本海を渡り、こちらに攻めてくるなんてことは考えない。100パーセント「海」と「空」で、「陸」と決定的に違つのは「海」と「空」は、イージス艦や戦闘機という高い買い物ができることだ。

「脅威」というのは、言い出したらキリがない。地震、津波などいろんな脅威がある。それを全部対処することが安保法制だとなる政治家が言っていたが、莫大なお金がかかりそんなことはできない。限られた

予算の中で予算の取りあいをしなければならぬ。そのために都合のいい必要な脅威を利用する。防衛省も国益よりも省益なのである。

官僚機関を見れば、1つの省益ではなくて部益となっている。外務省などは一番いい例だ。チャイナスクール、アメリカンスクール、みんな自分らの部署のことしか考えていない。いかに予算を取るか。これはアメリカ軍でも同じだ。アメリカにとって近未来の最大の脅威は何か。陸軍に聞いたらテロリズムだと言ひ、海軍と空軍に聞いたら、中国の脅威を忘れないでと言つ。

今、アメリカの軍事戦略では、グローバルテロリズムと中国脅威が同列になった。軍事関係者は今、ホームセキュリティとテロとの戦いがくつついている。敵が身内にいるわけだからこんな恐怖はない。アメリカにとつての最大の恐怖はグローバルテロリズムだが、中国の脅威をそこにあてはめているのは、「海」と「空」が予算をとるためだ。

「陸」の現場はPKOだ。安保法案は、「海」と「空」の関係者が脅威を煽り立て、高い買い物をも日本にさせようというものだ。それで潤う利益共同体が日米にいる。だから安保法案をつくった結果、一番

無理が出るのが「陸」の世界。つまりPKO活動であり、陸上自衛隊が一番損をする。陸上自衛隊は医療キットさえない。あれでどうやって戦えるのか。これが安保法案の真の姿である。

9条解釈の「相場」は変動している

9条は一字一句変わっていないのに、9条の解釈に対する相場は変動している。一躍有名になった長谷部恭男先生は、日本有数の憲法学者だが、自衛隊を違憲と言わないはずだ。今、憲法学者100人にアンケートをとったら「自衛隊が違憲である」「個別的自衛権の行使は違憲である」という人は少ない。しかし同じ質問を30年前にしたら結果は違っていた。ということ、9条は変わっていないのに、9条の解釈が変動したのだ。そのノリで安倍さんは集団的自衛権行使のハードルを乗り越えたかったのだろう。その相場が変動したことを認めつつも、集団的自衛権というのは個別的自衛権とはわけが違つ最後の垣根である。これを越えられたら9条の意味がなくなってしまう。

現実の9条は矛盾がある。小学生が読め

ば、「なんで自衛隊はあるの?」と思う。共産党の志位さんも自衛隊の存在を今、否定していない。つまり今の社会には、自衛隊を違憲化する政治勢力がないのだ。30年前、自衛隊は差別されていた。自衛隊員が20歳になり成人式に行くときに、髪を伸ばしたヒッピー風の連中がよく妨害していたが、今はない。相場が変動したからだ。自衛隊は役立っている。地震や津波の際に、彼らの存在、活動を認めている。

この「相場の変動」にうまく利用されてきたのがPKO活動だ。国内だけでも自衛隊を差別しているのに、それを外に置くなるとんでもない。当時の反対派はそのまま反対していた。ところが国連のため、世界平和のため、かわいそうなカンボジアを助けるためと言われたら、反対しにくい。見事それが成功した。自衛隊がPKO活動に行くのに反対する世論はない。昔、反対派はカンボジアまでついでに行き、自衛隊員に罵声を浴びせ続けた。

だからこのPKO活動が肝で、これが自衛隊の相場を変動する道具に使われている。しかし今回の法案で業務が拡大することによって、一番リスクを負うのは陸上自衛隊である。

国連による紛争解決の手段

— 非軍事的措置、軍事的措置、PKO

国連PKOそのものの概念が30年前と今とではガラッと変わっている。それに日本の政局だけではなく、皆さんの意識もついていていない。

世界で起きていることを5大國で全部コントロールしようというのが国連というシステムだ。実際、1つの加盟國で何かが起こったときに、国連としてどう助けるか、どう介入するかというところを、70年前に定めた。それが国連憲章第6章、第7章に書かれている。

まず1つの國を家と見立てる。夫婦がケンカしている。もう我を失って殴り合いとなり、その横では石油ストーブがボーボーと燃えている。その横には石油タンクもある。その横には小さな赤ん坊が寝ている。このまま放っておくと、これを蹴飛ばして家が火事になるだけではなく、赤ん坊も死んでしまつたというときに消防隊員が駆けつける。この消防隊員が国連だ。

まず何をするかと言えば、国連憲章第6章に沿って家の中に入らず、「氣を付け

る」と外から説得しようとする。これは、第6章にある交渉・審査・仲介、平和的手段による解決である。お互いの意思を尊重し同意を得て解決する。

第7章は、それでも収まらなかつたら、家人の夫婦が納得しないにも関わらず、消防隊員が強制的に関与をするというものだ。ただし、相手を傷つけない行為としてとりあえず水をかける。「目を覚ませ」と言うわけだが、これは強制措置であつても、「非軍事的措置」だ。いわゆる経済制裁のようなもので、北朝鮮にやっている措置がこれだ。

それでも夫婦のケンカが収まらない時は割って入り、力づくで引き離す。これを「軍事的措置」と言う。空軍、海軍、陸軍の行動を国連としてとることになる。

1970年代、80年代から内戦の時代を世界は迎えた。冷戦の崩壊によりそれが加速される。植民地支配から独立したような國は多民族國家が多いが、植民地支配によって国境線が引かれた経緯から、政權の地盤は危うい。それで、その政權は東側か西側か、どちらかに付くことで、強大な支援をアメリカ、もしくはソ連から得て、強權を治めていた。

ところが冷戦構造が崩れ、米ソの支援が

なくなる。そうすると国内の強權政治に不満を抱いてきた人民は内戦をしかける。当然、内戦の時代となる。そこでPKOが来るわけだ。

私に関わつたシエラレオネは、ダイヤがとれるところだ。質のいいダイヤをお持ちならば、ここから来ている。シエラレオネの内戦は10年続くが、9年経つと戦争をあきらめるとは言えないが、どちらの人も疲れてくる。疲れた時に両方が「誰か入ってくれないかな」と心待ちにする。そういう時を停戦という。「停戦の監視」のために国連が武力を持って入ってくる。これは停戦下で行つので、この活動は「6章半」と言われる。完全な7章とこれが違つのは、お互いの同意を得ている点だ。お互いがもう誰かに介入してもらつたことを心待ちにしているという点だ。

国連憲章も日本国憲法と同じように変わっていない。「なんとかしてくれ」と言われて、「入るよ」と武力をもって入つていった。

こうやって国連PKOの時代が来る。いろんなところで国連PKOは花盛りになる。中立な立場で。成功例もある。私に関わつたシエラレオネは成功例の1つだ。

ルワンダの虐殺を機に 国連PKOの役割が変質

しかし、ある日、とんでもないことが起こる。同じように停戦したところに国連PKOが入ったが、国連PKOが入った目の前で停戦が破られ、ケンカが始まった。そのときに国連PKOはどうしたか。

それが1994年、ルワンダの虐殺だ。人口の大多数を占める政権側のフツ族とそれに反抗するツチ族との間に内戦がずっと続いていて、ある日、停戦を迎えた。その停戦の正式な合意を見届けるため、後にカナダ上院議員となった国連PKO最高司令官のロメオ・ダルレルが入った。ところがその目の前で停戦合意が破れて、殺し合いが始まった。大多数の政権側のフツ族が少数派のツチ族に対して、民族もろとも滅ぼそうとした。

その時、国連は逃げた。悪さをしているのは政権側のフツ族で、圧倒的な力を持っている。もしそれを武力で止めさせようとするとうなるかと言えば、政権と戦わなければいけない。中立な立場で介入したいが、これは任務の権限を越える。それで国連本部は彼に「撤退しろ」と命令をした。

そのあとに大殺戮がさらに強化され、結果的に1000日間で100万人が亡くなった。そのほとんどが少数派のツチ族。100万人を1000日間で殺すことは普通できない。民衆が民衆を殺したのだ。ツチ族がいる限り、われわれフツ族の子どもたちも将来がないというふうには母親が思ったら、ツチ族の子どもを殺しに行く旦那の肩を押すわけだ。人類史上の中でもっとも強大な殺戮能力を示したのは人間だ。家庭にあるこん棒が武器となり、大量破壊兵器は何も使われていない。

国連が100万人を見殺しにした。これは国連PKO活動にとってトラウマになった。ここから「保護する責任」の考え方が出てきた。これは非常に問題のある考え方だ。

国連憲章は国家の安全保障が基本である。国家の単位でお仲間をつくっている。

内政を干渉しあわないという約束でできあがったものだ。しかし、世界には独裁国家も多い。独裁国家では主権は独裁者にとって1つの特権のようなものだ。だから「主権」という概念を変えなければいけないという考え方が国連で出てきた。主権というのは、独裁者にとっての特権ではない。主権というのは政府が自分の国民を守る責任

のことを言うのであり、同時に人間の安全を保障するという考え方が出てくるが、これはまだ考え方であり、国連憲章はこれを基盤に成り立っていない。つまり内政不干渉の原則と保護する責任というのはバッティングするわけである。

もう1つの心配があった。それは大国がレジーム・チェンジに悪用するのではないかとのことだ。消防署が間に入って旦那に鉄槌を下すのはいいが、もし消防士と奥さんが昔からいい仲だったらどうなるのか。これは紛争を止めるために介入するの、それとも奥さんを略奪するために介入するのとなる。これは大国がいろんな形でずっとやってきたことだ。

だから「保護する責任」は実行に移されるのは時間がかかった。しかし、2011年について実行された。

国連PKOは

「中立」ではなくなった

—「停戦監視」から「住民の保護」へ

リビアに「アラブの春」が来た。独裁政権に対して立ちあがった民衆に、カダフィ政権は弾圧を加え、一般市民が殺された。

そつすると欧米のメディアが「独裁者がひ



「どいことをした」と騒ぎ出し、世論が高まった。住民を救うために独裁者を倒さなければいけないが、そんな国連決議はできないし、レジーム・チェンジは前に出せないで、限定的にカダフィ政権に対して空爆を行い、その結果うまくいった。カダフィ政権はよれよれになり、最後、民衆に捕らえられ惨殺された。

このあとリビアは平和になったか。強権がなくなったが、未だに内戦下にある。たぶん独裁政権よりもっと多くの人が内戦で死んでいる。でもレジーム・チェンジは成功した。

この時にNATOの中の数力国が空爆に参加しなかったが、これらの国はすべてリビアの石油利権にかかっていた国だ。しかし、国連史上初めて「保護する責任」を理由に軍事介入した。

人権は大切だが、人権がすべての政治行動に使われるようになった。今、これに意見を差し挟むことは非常に難しい。「保護する責任」が生まれる発端となったPKOも考え方がガラッと変わった。

それぞれのPKO活動のミッションには必ず安全保障理事会が与えたマンデート（任務と権限）という権限がある。昔のマンデートは必ず「停戦監視」だった。つまり中立な立場で入って和平を見届けたが、今は違う。すべての国連ミッションのマンデートは「住民の保護」となっている。「住民の保護」というのは本来、国家がやるべきこと。その国家の仕事が国連がやる。これは南スーダンでも同じだ。

自衛隊は、南スーダンに行く前には、地震後の復興のためハイチに行っていたが、

「住民の保護」はマンデートではなかった。「住民の保護」がマンデートとなり自衛隊が派遣されたのは南スーダンが最初だ。その時に自衛隊を送ったのは民主党政権である。

その時点ですでに「停戦合意が成立している」などからなる「PKO派遣5原則」は成り立っていない。停戦が破られたか、破られてないか、停戦合意があるかないかは関係ない。停戦が破られても、住民が危なかったらそこに居残って住民を保護しないといけない。国会でいまだに「5原則に沿って」とやっているが、停戦が破られても帰って来られない。

南スーダンに送られてから、私が知っている限り、2回停戦が破られた。帰ってきたか。帰って来られないのだ。なぜか。外交的に帰って来られない。「なんで来たの？ 住民を保護するためのマンデートがあるミッションに出したんだから、保護しなさいよ。たかが停戦合意が破られたぐらいで退いてはダメでしょ」と言われる。だから自衛隊は帰って来られない。なぜ、こんなに無理をさせるのだろうか。

最大の主戦場の南スーダンの南にある「南スーダン民主共和国を含め、このあたりの内戦では、PKOは内戦後の処理のために行

く。内戦というのは一つの国内で争つのだが、今は国際紛争になっている。なぜかと言えば、この地域の内戦は政権に対して反政府ゲリラが戦っているが、反政府ゲリラは民族的に国境をまたいでいるからだ。自衛隊が行っている南スーダンにもあてはまる。

コンゴ民主共和国や南スーダンなんて関係ないと思っているがとんでもない。これらの国がないと携帯電話もパソコンも成り立たない。携帯電話の中にはレアメタルの1つコルタンが使われているが、この地域は世界のコルタンの埋蔵量の8割を占めている。日本のコルタンに関しては、100%中国から入ってきているが、その中国はこの地域から持ってきている。ここでは人類史上最大の人道的危機が発生しており、この20年間に540万人が死んでいるという無政府状態だ。日本になぜ資源が来るのかを考えると、皆さんと関係ない国ではない。

昔の戦争だったら、砲弾が来る方向は一定していたが、今は違う。どこから撃たれるかわからないし、誰が撃ったかもわからない。周りには子どもがいる。そこが戦闘状態になったらどうするか。子どもも殺すのか。戦闘しにくいのである。だからわれ

われはゲリラ戦に手を焼くわけである。慣れていない兵士だと一発に対して100発を返す。住民を殺してしまう。慣れている部隊だとなんとか持ちこたえてパトロールを日常化できるわけだが、いつ撃たれるかわからない恐怖は残る。

9条に抵触しない紛争解決 非武装の「軍事監視団」

今は国連が紛争当事者として敵・味方となつて戦争する時代なのである。国連は戦争したくないし、してはいけない。でも今、住民を守るにはしないといけない状況になっている。だから、戦争をできるだけ未然に防ぐために、あえて敵にとつて、国連の中で唯一話し合える部署をつくっておかないといけない。それが非武装の軍人による「軍事監視団」だ。

これは別に国連PKOのために作られた部署ではなく、国連PKOという概念ができる前からずっとある。国連は停戦監視や、非武装の軍事監視が本体業務で、こちらのほうが古い。今、国連PKOミッションで「軍事監視団」がなリミッションはない。

私も武装解除の説得に行く時には必ず彼

らを連れて行く。私一人では行かない。軍人が非武装になることは白旗100本の威力がある。つまり私たちは相手のところへ行くために、武装を解いた軍人を身を守る武器として使っている。

日本はなぜわざわざ国連PKOに部隊を送るのか。先進国は国連PKOに部隊を送らない。PKOは外貨稼ぎのために発展途上国のやる仕事だからだ。先進国は「軍事監視団」に軍隊を出している。

これは全然憲法に抵触しない。非武装で、日本の国旗も背負つ。1人の監視員の派遣で部隊1個中隊分ぐらいの外交的プレゼンスになる。非常にこれは名譽な仕事で、技術も必要だ。国のイメージからアメリカはできない。日本が一番いい。

「武力の行使」と「武器の使用」

「武力の行使」と「武器の使用」。日本にとって、この2つのターミノロジー（専門用語）が必要だった。

われわれは「武力の行使」はできない。なぜかと言えば、憲法に「武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する」と書いてある。自衛隊は「武



力の行使」ができない。じゃ何ができるか。自衛隊ができるのは「武器の使用」だ。

日本にとって「武器の使用」と「武力の行使」は違う。国際法的には軍事組織が「武器の使用」をしたら「武力の行使」になる。つまりわれわれは憲法上、「武力の行使」ができないから、自衛隊がやるものはすべて「武器の使用」である、ということにした。「武力の行使」をすると、国際

紛争の当事者になる。そうならば戦争を人道的にやるためのルールを示した戦時国際法が適用される。

「武器の使用」というのは警察官がパトロンと撃つこと。つまり、軍事組織である自衛隊が海外で警察行動を行うことを「武器の使用」と言っているが、国際法上は通用しない。警察官が撃つのと軍事組織が撃つのでは国際法上全く異なるのである。

憲法違反をぐまかす言葉

① 「後方支援」

奇跡のようなぐまかしをするためにいろいろな言葉が発明されてきた。その1つが「後方支援」。こんな概念は現場ではない。私の外務省の元部下に「これをどうやってアメリカ向けに、説明していくのか」と聞くと、「ロジスティクス（兵站）と答えた。兵站活動は昔からあり、最前線で戦っている部隊兵に対する、武器、弾薬、食料、水の補給に加え、通信、基地や橋の建設等すべてが含まれ、前方も後方もない。それをあなたもかあるようにしたのが「後方支援」。つまり戦闘の可能性がない仮想の空間をつくるためにこれを言い出した。だからここに自衛隊がいる限りは戦闘の心配

はない、というのがそんな空間はない。

憲法違反をぐまかす言葉

② 「国準」

もう1つが「国準」。「国家に準ずる武装組織」ということだ。昔の内戦で言えば、国家があって、政権があって、それに対して反政府ゲリラが戦っている。反政府ゲリラの方が「国家に準ずる武装組織」。その間で停戦合意がつけられるから、この武装組織は結構まともであり、これらを国家に準ずる武装組織という意味で、「国準」と言う。

「国準」という反政府ゲリラはまともな連中だから、それらの停戦が破られるときは、予めわかるだろう。それをすばやく察知して退いてくればよい。だから戦闘に巻き込まれる心配はない、という言い方を今もしている。しかし、それでも彼らが撃ってきたらどうするのか。応戦しないといけない。その時は、「そこいらは『国準』ではないから、撃つてもそれは武力の行使にならない。警察官がやくざ者を撃つ武器の使用と同じであり、これは戦争ではない」と日本側は勝手に決められるわけだ。殺しても違反になる人とそうじゃない人とがい

て、そうじゃない人だと言えば殺せる。これを英語に訳せば大変なことになる。国連人権委員会が問題とする。これが「国準」という考え方だ。

憲法違反をぐまかす言葉

③ 「一体化」

極めつけは「一体化」。自衛隊は外に出るときは誰とも「一体化」しなうと言った。そんなことない。必ず多国籍軍があり司令官がいる。国連であるのが、テロとの戦いであるのが、必ず多国籍軍の一員となり、一体化する。指揮権はそこが持つていて、指揮権を預ける。これをしないと出た。憲法に抵触して困るからだ。

「一体化」という言葉をもっと厳密に見ていく。軍紀と言っても日本は軍法がないからわからないが、軍事組織も過失を起さず。軍隊というのは「殺せ」と言われたら殺さなければいけないが、その行為は個人の責任ではない。だから軍人が裁かれる過失は、あくまで軍紀上の過失だ。そこで過失が起きた場合、国際社会には一国の軍の一兵士が起こした過失を裁く枠組みはない。国連には軍事法廷がない。当たり前で、それをやったら内政干渉になる。国連

の根本的な成り立ちが崩れる。

多国籍軍はどうだろうか。アメリカ軍と一緒に行動し、その中で日本の自衛隊員が過失を起こす。日本は軍事法廷がないからアメリカの軍法で日本の自衛隊員を裁けるか。これは内政干渉にあたるからできない。どの国も国連のPKO活動で過失を起こしたらその国の軍法しか対応できない。そういう意味で過失のときだけ「一体化」しないのである。

国連平和維持軍であれば、国連が相手国と地位協定を結ぶ。有志連合であれば多国籍軍の司令官が相手国と地位協定を結ぶ。内容はいろいろあるが、一番大きなものが、もし兵士がその国で過失を起こした場合、何の法で裁くかということだ。

何をしても現地の国に裁かれない特権を司令官が保持しているから、それを担保にして、「じゃあ前、司令官の言うことを聞け」ということで指揮権をとる。そういう意味で「一体化」している。でないと軍事行動ができない。戦時国際法、今の国際人道法は、1949年、戦後まもなくできた諸条約で、これは戦争を人道的にやるためのルールだ。この法では、合法的に殺してもいい者と、いけない者をきちんと区別している。合法的に殺してはいけない者を殺

したらそれは国際人道法違反になる。

例えば民間人を多く殺せば、国際人道法違反だ。原発施設を攻撃しても、国際人道法違反だ。これは多くの一般人に迷惑がかかるからだ。こういうことを定めたのが国際人道法で、これには追加議定書がある。昔は国家と国家が交戦の主体だったが、内戦時代を迎え、民兵的な組織も国際法が定める交戦の主体、つまり合法的な殺し合いの単位になった。その両方を日本は批准していて、われわれの法律となっている。

この観点からすると、必ず一つの多国籍軍に加わり「一体化」するのである。道路をつくるだけで、一発も撃たず危ないから基地の中ですと閉じこもっている自衛隊でも多国籍軍の一軍である。たとえば多国籍軍の一部であるグアテマラ軍が交戦すれば、国際人道法は、グアテマラ軍だけではなく、多国籍軍全体を攻撃主体と見なす。自衛隊が何もなくても、攻撃主体となり「一体化」する。国際法上から見たら自衛隊は出したらその時点で「一体化」する。これはもう憲法違反である。

自衛隊を出すためにこういう3つの言い回しをつくってきた。「国準」が一番罪深い。これは人権的に問題がある。「一体化」の議論も国際法的に問題がある。自衛

隊が送られる現場というのは、国際人道法が牛耳る世界で、日本国憲法はまったく関係ないのである。

自衛隊の法的地位を国民に 問わずに海外派遣は許されない

私は国会の参考人答弁も「自衛隊の根本的な法的地位を国民に問うこと無しに自衛隊を海外に送ってはなりません」という言葉でしめた。当たり前だ。日本は軍事的な過失を裁く法体系がないので日本の刑法で国外犯として裁くしかない。日本の検察が戦地に調査に行けるのか、弁護士は弁護できると、まず無理である。

日本の刑法は、日本人が犯した国外での業務上過失行為は裁けない。刑法の国外犯として自衛隊が裁かれるときは殺人犯として裁かれる。つまり、国家の命令で、個人の意思が100%反映されない軍事行動の中で起きた過失を、日本人は個人の自衛隊員に殺人犯として責を負わせる。こんなことをする国は日本だけだ。こんなことをさせてはいけない。送るのであれば軍にしなければならぬ。軍にしないのであれば、日本から武器を持って一歩も出してはいけない。

自衛隊員は、最新鋭の武器を持たされているが、撃つたら自分の責任になる。それで、撃つと思つか。私なら撃たない。ということは、同じような危機に瀕しても、自衛隊員は武器を使えないから死ぬ確率が高くなる。それを安倍政権は待っているとした私は思えない。

今まで自衛隊員は薄氷を踏む思いで撃たないできた。今度の法案によって業務が増えるが、どうするのか。今の政権は自衛隊員が住民の盾となり殉職するのを待っているのか。そしてそれを「9条があるから撃てなかった」と9条のせいにするのだろうか。

今、国民投票をやっても、9条は変えられないだろう。それを一番知っているのは安倍政権だ。だから事件が必要なのだ。それでこの法案を通してリスクを高めさせている。こんなことは許せない。

一番大事なことは、「国民に決めさせてから送る」ということで、その部分で改憲派の小林節さんと護憲派の私が一致している。一内閣ではなく国民に、自衛隊の法的な地位を決めさせるべきだ。(拍手)

『武装解除のプロ』

伊勢崎賢治が語る

日本人と

戦争のこれから

九条の会・兵庫県医師の会
講演会

発行 兵庫県保険医協会

〒650-0024

神戸市中央区海岸通1-2-31

神戸フコク生命海岸ビル5F

電話 (078) 3933-1800

FAX (078) 3933-1800

発行日 2015年12月25日